

市役所からのお知らせ

各記事に対するお問い合わせはFAX、電子メールでも受け付けます。
F 23-3920
E kouhou@city.kanonji.lg.jp

お知らせ

ねたきり者

在宅介護手当の支給

市内に住所があり、1ヶ月のうち15日以上在宅で介護している人に月額5千円を支給します。該当する人は、早めに申請をしてください。

対 市内に住所がある65歳以上の人を在宅で介護している人

申 高齢介護課高齢者福祉係

問 高齢介護課高齢者福祉係

小西 小西 初

山岡 山岡 都男

(敬称略・順不同)

おめでとうございます

農林水産大臣感謝状

農林水産統計調査功労者

23-13968

後期高齢者医療 療養費制度

医療保険と介護保険では月単位でそれぞれ限度額を設け、高額になつた場合にわたつて継続的に重複している世帯にとって、家計は自己負担額を軽減する制度があります。しかし、医療と介護両方の負担が長期にわたつて継続的に重複している場合の負担を軽減するため、高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

この制度では、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に支払った自己負担の合計が下表の算定基準額を超えた場合、申請すると基準額を超えた金額が支給されます。

支給対象者は、香川県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせを送付しますので、申請の手続きをしてください。

この制度では、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に支払った自己負担の合計が下表の算定基準額を超えた場合、申請すると基準額を超えた金額が支給されます。

支給対象者は、香川県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせを送付しますので、申請の手続きをしてください。

所得区分	算定基準額(医療+介護)
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分	II 31万円
I	19万円

(注)算定基準額を超えた額が501円以上の場合に限り支給されます。
 計算期間:毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

パブリック・コメントを募集します

計画名	観音寺市空家等対策計画(案)	計画名	観音寺市観光基本計画(案)
公募期間	12月14日(木)～平成30年1月12日(金)	公募期間	12月20日(水)～平成30年1月19日(金)
提出方法	指定の意見書に必要事項を明記の上、下記へ郵送またはファックス、電子メール、持参により提出(郵送の場合は当日必着)	提出方法	指定の意見書に必要事項を明記の上、下記へ郵送またはファックス、電子メール、持参により提出(郵送の場合は当日必着)
提出先	〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市地域支援課 F 23-3954 E tiikisen@city.kanonji.lg.jp	提出先	〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市商工観光課 F 23-3956 E shoukan@city.kanonji.lg.jp
資料配置場所	地域支援課、市役所総合案内所、各支所、市ホームページ	資料配置場所	商工観光課、市役所総合案内所、各支所、市ホームページ
問い合わせ先	地域支援課 23-3949	問い合わせ先	商工観光課 23-3933

注意:電話や口頭、匿名での意見は不可

おめでとうございます
農林水産大臣感謝状
農林水産統計調査功労者
防災ラジオの運用を開始します
12月1日(金)正午に防災ラジオの運用開始の放送をします。聞き逃した人は「聞き直し」ボタンを押すと確認できます。
問 危機管理課 23-13940

社会保険料控除のための確定申告等における社会保険料控除とは、自己または親族の社会保険料を支払った場合に受けられる所得控除のことです。

国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額も社会保険料控除の対象となります。

定申告等の際に、領収書や支払ったことを証明する書

は自己と生計を同一にする親族の社会保険料を支払った場合に受けられる所得控除のことです。

保険料控除等における社会

